

高知市ECサイト開設支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月26日

高知市長 岡崎 誠也

高知市ECサイト開設支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に配慮した販路を拡大するためECサイトを開設する中小企業者に対して、高知市ECサイト開設支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号及び第6号に掲げる者であって、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、みなし大企業を除く。

ア 法人であって、本市に主たる事務所、本社その他これらに類するものを有するもの

イ 事業を行う個人であって、本市に主たる事務所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されているもの

(2) 大企業 中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者に該当しない法人をいう。

(3) みなし大企業 中小企業者のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有しているもの

イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有しているもの

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めているもの

(4) ECサイト インターネットにおいて商品を販売するためのウェブサイトをいう。ただし、ECモールを除く。

(5) ECモール 一のウェブサイト内に複数のECサイトが集まったインターネット上の仮想的な商店街をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

(1) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認められる者

(2) 市税を滞納している者

(3) 過去に補助金又は高知市ECサイト等利用促進支援事業費補助金交付要綱（令和2年8月20日制定）に基づく高知市ECサイト等利用促進支援事業費補助金の交付を受けている者

(4) ウェブサイト制作代行業等を行う者

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者（当該者から委託を受け同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者を含む。）

(6) 政治的活動又は宗教的活動に係る事業を行う者

(7) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認める者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、ECサイトを新たに開設する事業であって次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、他の補助金等の交付を受けた事業は対象としない。

(1) 既にECサイトを開設し、又はECモールへ出店等する補助対象者が新たにECサイトを開設するもので

ないこと。

- (2) 主として県外に販路を拡大するために実施するものであること。
- (3) 主として食品、日用品等の一般の消費者向けの商品を取り扱うものであること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの（補助金の交付決定の日から当該日の属する年度の12月31日（市長がやむを得ない理由があると認めた場合にあっては、市長が指定する日）までの期間に発生し、かつ、支出するものに限り、売上高、販売数量等に応じて支払うものを除く。）とする。

- (1) ドメイン取得費用
- (2) SSLサーバ証明書発行料
- (3) ショッピングカート、受注システム、顧客管理システム、CMS等のECサイトを運用するためのアプリケーションの利用に要する経費
- (4) サイトデザインの作成、システムの構築、運用マニュアル作成等の委託に要する費用
- (5) サーバーのレンタル等に要する費用
- (6) バナー広告料、SEO対策費等の販売促進に要する費用
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める経費

(補助金額)

第6条 補助金額は、補助対象経費の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）に補助率4分の3を乗じた額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）又は300,000円のいずれか少ない方の額を限度として予算の範囲内において、市長が認める額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、当該交付を受けようとする補助対象事業に着手する前に、高知市ECサイト開設支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは高知市ECサイト開設支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないとは認めるときは所定の高知市ECサイト開設支援事業費補助金交付却下通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の高知市ECサイト開設支援事業費補助金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかつたものとみなす。

(変更承認等)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次に掲げる事業内容の変更をし、又は廃止しようとするときは、あらかじめ高知市ECサイト開設支援事業変更等承認申請書（様式第3号）により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額を伴う変更
- (2) 補助対象経費の追加
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める変更

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、所定の高知市E Cサイト開設支援事業変更等承認（否認）通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。この場合において、補助金額の増額を伴う補助事業の事業内容の変更については、市長は、同項の承認をしないものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに、高知市E Cサイト開設支援事業実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、高知市E Cサイト開設支援事業費補助金額確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第13条 補助事業者は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、高知市E Cサイト開設支援事業費補助金交付請求書（様式第6号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（E Cサイトの運用の継続）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して6か月間は、補助事業により開設したE Cサイトの運用を継続しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。

（補助事業の効果の報告）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する月の翌月から起算して3か月が経過したとき、及び6か月が経過したときは、速やかに、高知市E Cサイト開設支援事業効果報告書（様式第7号）により、市長に報告しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (4) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (5) 補助事業を廃止したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の高知市E Cサイト開設支援事業費補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

（財産処分の制限）

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）内において、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(調査等)

第19条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(整備保管)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、財産のうち処分制限期間を経過しないものに係る関係書類については、当該処分制限期間を経過するまで保管しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行する。